

特記仕様書

工 事 名	八橋小学校遊具復旧工事
工事場所	鳥取県東伯郡琴浦町八橋 八橋小学校 校庭内
発 注 者	琴浦町
工 期	契約日～令和８年１２月１８日
担当課	琴浦町役場 建設住宅課

第１ 総則

1. 本仕様書は、八橋小学校遊具復旧工事（以下「本工事」という。）の施工に関し、必要な事項を定めるものとする。
2. 本仕様書に定めない事項については、鳥取県土木工事共通仕様書及び琴浦町工事請負契約約款の定めるところによる。
3. 設計図書に疑義が生じた場合、又は現場の状況が設計図書と異なる場合は、受注者は直ちに監督員に報告し、その指示に従うものとする。

第２ 工事概要

1. 本工事は、ゴリン橋ヤード設置工事において撤去した遊具（４連ブランコ）を復旧する工事である。

第３ 施工条件

1. 本工事は、児童が在籍する小学校敷地内で行うため、園児・児童及び教職員の安全確保を最優先とし、施工計画を立てること。
2. 工事は事前に学校及び監督員と施工時期・時間帯について協議のうえ決定すること。
3. 授業日中に施工する場合は、工事区域を仮囲い、バリケード等により明確に区分し、児童が立ち入らないよう措置すること。
4. 騒音・振動を伴う作業は、授業に配慮し、事前に学校側と時間帯を調整すること。
工事車両の出入りに際しては、通学路及び送迎車両の動線に配慮し、交通誘導員等を適切に配置すること。

第４ 使用材料

1. 使用する遊具部材・塗料等は、日本工業規格（JIS）又はこれと同等以上の品質を有するものとし、事前に監督員の承諾を得ること。
2. 塗料等を使用する場合は、児童等の健康に配慮し、有害物質（鉛等）を含まない製品を使用すること。

第5 施工方法。

1. 施工にあたり、公益社団法人日本公園施設業協会「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S:2024」等、関係基準に準拠すること。
2. 設置完了後は、各可動部・接合部の緩み、がたつき等の有無を点検し、遊具の安全性を確認すること。

第6 安全管理

1. 受注者は、工事期間中、工事区域への児童の立入りを防止するため、囲い、標識等を設置すること。
2. 工事に使用する重機・工具等は、作業時間外は施錠管理し、児童が触れることのないよう保管すること。
3. 塗料、薬剤等の危険物は、児童の手の届かない場所に保管し、作業終了後は速やかに現場外へ搬出すること。
4. 工事関係者は、名札等を着用し、不審者と誤認されないよう配慮すること。

第7 検査及び提出書類

1. 受注者は、工事完成後、検査員による完成検査を受けるものとする。
2. 完成検査に先立ち、遊具の安全点検結果（点検表）を提出すること。
3. 施工写真（着手前・施工中・完成後）を工事写真台帳としてまとめ、提出すること。
4. 使用材料のカタログ又は品質証明書を提出すること。

第8 その他

1. 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、監督員と協議のうえ定めるものとする。
2. 工事の施工に伴い、近隣住民及び学校関係者からの問い合わせがあった場合は、誠意をもって対応するとともに、速やかに監督員へ報告すること。